

昭和二十六年八月

行政機構改革關係參考資料（第一号）

（第一次（昭和二十四年三月）第二次（昭和二十五年九月））

の婦人少年局廢止問題のときに發せられたもの

勞働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局は昭和二十二年九月に、新設された労働省の局として生れて以来、立場の弱い婦人労働者や年少労働者の解放、さらにそのうらづけとなる農村や都市の一般婦人の地位の向上のために、努力してまいりましたが、この局の機能は今までの役所と違つた性格と任務をもつてゐるために、当局の理解は必ずしも十分でなく、行政機構改革の都度、存廢が危ぶまれ、又人員や予算を大巾にけずられて束まつた。

それにもかゝらず、仕事は困難ななかにも順調に進んで、今日四週年を向近にむかえるようになったのは、ひとえに、各方面の良識ある個人や機関の、熱心な御支持と御協力によるものと、感謝いたしており、また御期待にそうように努力しております。今般の行政機構改革に関して、当局の存廢に関心をもちれる多くの方々からの御要望に応じるために、今日までに当局の存廢に関して公表された文書を収録しました。

婦人少年局のありかたについてお考え下さる参考になればしあわせです。

一九五一年八月

労働省

婦人少年局

目 次

一 婦人少年局存続の必要性と意義に就いて

一

二 婦人少年局の存続を必要とする理由

四

三 労働基準法と婦人少年局地方取置室の仕事について

一五

四 マ元師への書簡（各界代表よりの）

二三

五 関係諸機関への書面（婦人少年問題審議会よりの）

二六

別 紙

婦人少年局廃止反対に関する建請書

二八

（昭和二十四年三月 婦人少年問題審議会より

労働大臣あてによせられたもの）

六 婦人少年局廃止問題に関する経過説明

三三

（昭和二十四年三月 労働省取置員組合より発せられたもの）

七 婦人少年局廃止反対声明

三四

（昭和二十四年労働省取員組合より送せられたもの）

八 婦人少年局の機構改革及び解体反対

に關する建議書

三六

（昭和二十五年九月 婦人少年問題審議会より

労働大臣あてによせられたもの）

九 第一次（昭和二十四年） 第二次（昭和二十五年）の

婦人少年局機構廃止問題について 民間より寄せられ

たる主なる反対建議書

七一

（附） 婦人少年局の機能と業績について

婦人少年局月報所載

婦人少年局存続の必要性と意義に就いて（昭和二十四年三月）

一 婦人少年局の国際的地位

日本に於て労働省の中に婦人少年局が置かれていたということは、世界各国から非常に好感をもつて注目されています。

それは、日本に於て婦人の地位が低く、日本のテンプラーが婦人や子供によつてなされて来たことに就いて、世界の人々が着目して来たことで、このような日本に新たに婦人や子供の保護と福祉の増進のための行政部門が特に労働省の中に設けられたことは、日本民主化のパロメーターとして非常に好意と、驚きの目をもつて、その育成が期待されるからでありましょう。日本を訪れるあらゆる国々の知名婦人は必ず労働省に婦人少年局を訪れ、日本に於ける婦人問題及び婦人年少労働の問題につき資料の提供を求め、意見の交換をしてゆきます。又、国際連合を初め各国婦人団体労働団体等との資料の交換文書による往復も、漸く頻繁となり、婦人少年局の任務は已に国際的にも重要な地位と、役割を果たすに至つて居ります。

二 アメリカ労働省に於ける婦人局の地位

アメリカに於ては、今から約二十数年前聯邦法によつて労働省の中に婦人局が置かれました。アメリカに於ける婦人局は日本に於けると同様、労働の法律に關する

施行の任務は持つて居りませんが、婦人の勞働及び社会的、政治的、經濟的地位の向上に關する問題について調査し、啓蒙し、連絡し、調整し、更に各州に於ける婦人指導者の養成と、世界各国に於ける婦人団体、勞働団体との交流に重大な役割を果して居ります。アメリカ婦人局も大部分、婦人の職員をもつて構成されているのです。三十年に近い成育と幾多の功績によつて、婦人団体、勞働団体から絶大な信頼と支援をうけ一九四八年アメリカ聯邦に於て予算の大縮減を行つた際にも婦人局を廢止しようとする案があつたにもかゝらず婦人団体、勞働団体の猛烈な運動によりその廢止が防止され、僅か三州の出先機関が閉鎖されるに止められました。

三 婦人少年局の仕事

婦人少年局は、婦人勞働課、年少勞働課、婦人課の三課から成り、外に各都道府県には二人から四人の女子職員のみよりなる地方職員室が置かれています。全職員一七〇人中男子職員は、中央三課に分属する二〇人だけで、アメリカ婦人局に於けると同様殆ど婦人職員をもつて構成されている特異の行政部門であります。婦人少年局の仕事は、勞働關係に於てとかく採取の対象になり易く、而も明日の日本の福祉に直接關係の深い婦人と子供の問題について保護、福祉の増進のため、主として各級の調査を行い、啓蒙活動を行うにありますが、その才能は、單に勞働条件の規正に任ずる勞働基準行政のみならず、雇傭社会に關しては、職業安定行政、組組活

勤の促進援助に關しては、勞政行政にも反んで婦人及び年少勞働の特殊性から指導し、連絡し、調整し、啓蒙活動を行うにありますが。更に一般婦人の問題に關しては、広く各省所管に關する行政事項の内婦人に關する問題の部分について連絡し、調整し、解決のため潤滑油の作用をなしてゆく大きな任務を持つてゐるのであります。従つてもし婦人少年局が廢止され他局の一部に分屬されることになれば、婦人の解放及び婦人年少勞働者の保護と福祉の増進のために行う綜合的行政の中心機關を失ふことになり日本民主化の推進に一大禍根を残すことが考へられます。

四 婦人少年局によせる勞働婦人及び婦人団体の支持

婦人少年局は設立以來僅か一ケ年半定らずであります。勞働婦人及び一般婦人の婦人少年局によせる信頼と期待は一日増しに強められ婦人の法律や生活や組織の問題について資料の提供を求められ更に直接婦人達からうったえられ相談を持ち越される問題だけについても中央及び地方職員が相当忙殺されている有様です。此度婦人少年局廢止のことが新聞に報せられましたがこれに対しては、婦人団体、政界婦人部、勞組婦人部等から続々問合せがあり、廢止反対のための運動を起す決意をのべております。新日本婦人同盟、社会施設費増額期成婦人同盟、各政党婦人部、大学婦人協会、YWCA等の婦人団体をはじめとして、国鉄、日教組、其の他の勞組婦人部は相呼応して中央地方を通じ、廢止反対のための運動を行つて居ります。

五 婦人少年局によせる総司令部の見解

婦人少年局は一九四六年戦後日本に於ける労働政策の樹立に方向と示唆を与えるため来朝したアメリカ労働使節団の行つたマツカーサー元師に対する勧告に基き、労働省の設立に際して、アメリカ労働省婦人局の機能に即して設置されたものであります。世界に於て婦人局の設けあるのは、僅かにアメリカ合衆国及び南鮮と日本だけであります。創生以来婦人少年局の育成に關する世界各国の注目の増大とともに米本国労働省並に総司令部、全国M.G.等の婦人少年局に寄せる期待と支援には、經大なものがあり、今回の婦人少年局廃止案に關しても、日本に於ける婦人少年者の特殊事情から総司令部、労働課、民間情報教育部は婦人少年局の存続につき絶對必要の見解を表明されております。

資料の二

婦人少年局の存続を必要とする理由（昭和二十四年三月）

(一) 婦人少年局の使命

終戦後三年目の昭和二十二年九月一日、労働省の新設を契機として、その中の一局として婦人少年局が誕生した。

この婦人少年局は、平和にして民主的な國家として再出発すべきわが國にとって

最も根本的にして必要な次の三つの課題に直接ぶつかり、一歩々々解決してゆくという重要な使命を与えられて発足したものである。

第一 次代国民の母であり、又は母となるべき人達である初く婦人の健康を守り母性を保護する明朗な労働環境を打樹すると共に、その地位の向上を図ること。

第二 明日の日本の運命を双肩に担っている初く少年少女を、過激な労働から保護し、に身共にすこやかにのびのびと育て上げ、教養の豊かな優秀な社会人となるよう導くこと。

第三 従来の家族制度よりもたらされた男尊女卑の弊風を一掃し国民の半数を占める婦人の社会的、経済的地位の向上を図ること。

尚 婦人の問題が国家的に重要な行政の問題としてとりあげられたのは、日本始まつて以来のことである。まことに意味の深い歴史的なできごとであつたといひ得る。

(二) 婦人少年局存在の意義

前述した使命を帯びて発足した婦人少年局は、その局の中に、婦人労働課、年少労働課、及び婦人課の三課がおかれ、更に各都道府県には地方職員室がおかれている。次に各課の重要性と、それを一括しての婦人少年局の存在の意義を明かにする。

(1) 婦人労働行政の必要とその独自性

従来の我が国の女子労働は低賃金、長時間労働の典型として国際的に著しい不

評を買つていたと共に、その他種々の困難な問題を提起していたが、婦人労働課はこの婦人労働問題の解決を促進するのを任務としている。婦人労働を取扱う行政機関を特に必要とする理由は

第一 女子労働者は特に保護せられる必要があること。

イ 女子労働者は男子と異なる特殊な立場にあるため、特により手厚く保護する必要がある。そして戦後、労働基準法の制定により、女子労働者の保護は量的にも質的にも飛躍的に拡大強化されたが、併し監督行政のみにては到底十分にその成果を挙げることはできない。啓蒙宣伝調査研究等の如き指導行政を絶対に必要とする。

ロ 女子労働者が大半を占めており、しかも最も封建的な労働環境にある家族労働者、家事使用人及び家内労働者の保護が全く専断に附されておられ、これ等の者に対して実情調査の上、至急何等かの対策を講ずる必要がある。

第二 女子労働に特殊なる問題が存すること。

イ 女子労働に対する適切な就業指導、職業社会の増進。

ロ 女子に特殊な安全、衛生その他の職場施設。(例えば機械工具等の女子用への改善、託児所、更衣室、休養室、作業着、衛生綿等。)

ハ 女子労働者の社会的、経済的地位の向上。(例えば女子の組合活動の促進、文

子労働環境観念の是正

二 女子に適切な厚生福利教養

これら女子に特有な労働問題は、或は基準監督行政に、或は職業安定行政に、或は組合行政に接触する広汎な綜合行政であり、その上に、女子労働に対する理解と女子特有の感覺を必要とするので、どうしても他の何れの機関のみでも目的を達し得ず、婦人労働のみを取扱う特別の一枚図を設けない限りその趣旨を貫徹することは不可能である。

(2) 年少労働行政の必要とその独自性

かつてのわが国の年少労働者の労働条件の苛酷さは、女子労働の場合と同じく、國際的にソーシャルダンピングの基礎として、また今次世界大戦の誘因の一として懸念たる非難を浴びたものである。労働保護が少年保護に始まることは、各国その概を一にするが、年少労働者を特別に保護すべき必要は、第一に衛生上よりいふときは、年少者は心身の発育が完成していない者であるから、一般に判断力、その他精神能力の低弱および体力は脆弱で抵抗力が弱い。

第二に、文化上年少者に対して少くとも國民教育の普及を保障し、労働のために教育の機会を養い、又は中断せられることを防止せねばならない。

第三に、社会上年少者は、次代を担う労働力及び國民として、本人のためにも社会

全体のためにも特別に保護しなければならない。これ等年少労働問題の解決を促進するのを任務として年少労働課が設けられているが、年少労働行政を取扱う行政機関を特に必要とする理由は

第一に、年少労働者は特に手厚く保護せられる必要があること。

第二に、年少労働者を特により手厚く保護する必要あることは前述した通りである。そして戦後、労働基準法の制定により、年少労働者の保護は量的にも質的にも飛躍的に拡大強化されたが、併しその成果は監督行政のみにては到底十分に挙げることができない。啓蒙、宣伝、調査、研究等はもとより法的強制力を伴わせる。勧告基準の設定の如き、指導行政を絶対に必要とする。

第三に、年少労働者が大半を占めており、しかも最も封建的で惨めな労働環境にある、街頭労働者（例えば靴磨き）や、その他家内労働者等労働基準法適用外の保護が全く、等閑に附されてあり、これ等の者に対して、実情調査の上至急何等かの対策を講ずる必要がある。

第四に、年少労働に特殊な問題が存すること。

第五に、年少労働者に対する適切な就業指導及び職業教育

第六に、年少者に対する特別の安全、衛生上の配慮

第七に、年少者に対する教育、学校や父兄の連絡による不良化防止

二 年少者にふさわしい厚生福利施設

これら年少労働問題は、或は基準監督行政、或は職業安定行政、或は厚生福祉教育行政等に亘る広汎なる有機的綜合行政であり、他の一課に附屬してもその目的を達し得ず、有機的綜合的に年少労働のみを取り扱う一つの行政機関を設けない限りその趣旨を達成することは不可能である。

(3) 婦人行政の必要とその独自性

わが国の婦人の地位は新憲法並びにこれに基く種々の法令によつて、法律的には一応男女の平等が保証されたが、現実には法律の規定が充分に理解されていないのみならず、婦人自身の自覚も乏しく、更に各方面に残存する封建性のために、その経済的、社会的、政治的な地位は必ずしも従来に比して充分に向上してはいない現状である。このためこれら広汎な婦人生活に関する諸問題を行政面に於て適切有効に実施し、婦人解放を實質的になすべき重要な任務を婦人課が担当している。

婦人課が必要なる理由は

第一に婦人行政の連絡調整を必要とすること。

婦人生活に関する問題について、我が国の行政組織を見るに婦人の教育、厚生、法律施設、経済等の諸政策は、文部、厚生、法務、商工、農林、安本、労働庁にまたがり、夫々各省の所管する事務となつてゐるため、重点的統一性を欠き、婦人生

活に多くの支障を現出している実情であり、これがため、各省間の重点的統一を期する必要がある。又、近時各行政官公庁及び民間に於ては婦人団体を利用するため婦人団体の自主的發展を妨げる現状にあるので、これを調整を必要とし、婦人運動の一推進力となつてゐる婦人団体が正しき運動の方向を誤るときは国家存続の増大をも懸念されるので、各団体行動の調整については多大の関心を払い、且つ、状況を把握する必要がある。

第二に啓蒙活動を活潑に展開する必要があること。

我が国婦人は新憲法によつて、

新しい地位を与えられたが、そ

の自覺は未だ低く、その生活面に於ては、多分の封建性を残しているため、教育、政治、経済的な地位は向上してゐない現状である。又、各人が正しい民主主義の理念を把握すること、が民主主義國家の一要諦であるに拘らず、國民の半分を占める婦人がその理念の上に立たねば、画餅にすぎない。このため、婦人に対する啓蒙方策の樹立徹底は緊急且つ必要である。

第三に調査研究の必要である。

あらゆる社会問題の中に、婦人は多くの問題を提起しているが、これら問題の發生原因を考究せんとするに、現今に於ける我が國の資料でその実態を把握得るもの皆無なるため、行政庁に於ける施策は実情にそぐわす、その根本的問題を解決し得

ない現状である。この解決を図るには、婦人問題の発生原因が余辺にあるかの病理学的根本調査が必要とされるのである。又、国際機関に対する我が国の婦人についての調査資料の蒐集提供については統一的に依頼され、それを提供する重要な責務を負っている。

かくの如く、各省で行われている婦人行政を連絡調整し、婦人問題の根本調整及び啓蒙宣伝を行う独自の任務を帯びている行政機関が婦人課で、わが国の従来に於ける婦人の地位の劣悪より、決して絶対に必要な機関であると考える。

(4) 三課の緊密連帯性

婦人少年局の三課は夫々相互に密接不可分な関連を有しており、それらが一体となり始めて婦人少年局としての存在価値がある。

イ 婦人労働課と婦人課との関係

婦人労働問題は婦人問題と労働問題の接点であり、婦人労働者の保護と共に婦人労働者の地位の向上が取上げられる。又、婦人の解放と言う婦人問題にして、その実質的裏付けをなすものは、その経済的独立であり、各省と関係あるといえ、最も密接に関連するのは、十二百万以上に及ぶ婦人労働者の地位の向上を取扱う婦人労働課である。

ロ 婦人労働課と年少労働課との関係

婦人勞働と年少勞働の問題との間は特に類似性をもっている。何れも、男子勞働者に対する特別保護である点、又、その保護の態様に通点が多いこと。婦人勞働者の中に多数の年少勞働者が含まれていることなどである。故に、仕事の点に於ても共通点多く相協力してやる場合が多い。

ハ 年少勞働課と婦人課との関係

年少勞働の仕事に於ては、年少勞働者の教育、不良化防止、厚生、娛樂の面等その他家庭における年少勞働者の保護は勞働保護の延長として年少者の場合は特に必要であり、これらに於て母親その他一般婦人の力によること多く、その点で婦人課と密接に連絡して仕事を進めてゆく場合が多い。

(三)

婦人少年局を解体した場合の弊害

婦人少年局は設立後一年半婦人勞働問題、年少勞働問題、婦人向癮と言ふ、国家の民主化に最も必要であるが、長年月を要する仕事に取組み着々とその基礎を固め漸く、その軌道に乗り仕事の成果を挙げつつある。

今同突如として、行政整理の対象として婦人少年局の廃止が取り上げられていると聞く。今、かりに、廃止になった場合は如何なる結果を生ずるかを考察してみよう。婦人勞働行政は十中八、尤まで勞働基準局に吸収されることが予想される。その場合、例え、基準局の中に一課が設けられるにしても、その仕事は勞働基準法

を中心とする基準監督行政が中核となり、基準法外の女子労働保護の面である、啓蒙宣伝や家族労働、家事使用人、家内労働者に対する新しい積極的な面があらざかになると共に、女子労働者の社会的、経済的地位の向上と言う最も重要な部面。例えば、就学指導、職業社会の増進、女子労働に対する種々な取場施設の改善、女子の組合活動の育成、女子労働復視觀念の払拭等が全く顧りみられず、婦人労働行政の綜合性が破壊せられ、有名無実となり、その存在意義も疑はしく、婦人労働者の期待に沿うことが不可能になる可能性が多分に考へられる。

口 年少労働行政も大体婦人労働行政と同じように基準局に吸収せられるにしても、労働基準法の監督を中心とした消極的な面に陥り、街頭労働等に対する対策や、年少労働者の就業指導、教育、厚生福利施設等の積極的な面や啓蒙宣伝、調査が怠かになり、年少労働行政の綜合性、一貫性が破れて、非常に微力なものとなり、年少労働者の福祉を全うするに遺憾な点が多々生じてくることが予想せられる。

ハ 婦人行政は婦人少年局廃止により、連絡調整や、啓蒙宣伝、根本的調査等の中心点がなくなるので、顧みられなくなり、婦人の地位の向上は殆ど望み得ず、殊に婦人問題の中心ともいえる女子労働者の地位向上は、前述の如く殆ど望み得ない状態に陥ると考えられる。又、婦人少年局に大なる期待を抱いて希望に燃え

ていた。一般の女子や、女子労働者の失望落胆は精神的にも婦人の地位の向上を妨げるおそれが多分感ぜられる。

(四) 婦人少年局の存続を必要とする理由

婦人少年局を廃止するということは前述した通り、漸く着実に軌道にのつていた婦人労働、年少労働、及び婦人行政を全く無為に化せしめると共に、今後の至済九原則の強行による失業問題等により、再び低賃金、長時間労働の基盤に立つ産業復興を成就させ、婦人の地位も向上せず、日本の民主化も達せられず、戦前の日本と同様なる事態を再現せしめるおそれが十分推察され、又、婦人少年局は世界に知られており、その存在は諸外国の注目の的であり、婦人少年局は貿易再開に際し、女子及び年少労働者のナールプリーバーを防止するに重大なる役割を演ずるであろう。平和で民主的な日本を実現するには、女子労働者及び年少労働者の労働条件の改善及び福祉の増進、女子の地位の向上は絶対的要件である。これを無視して民主日本は考へられない。

その意味で、婦人少年局の眞の任務は今後にあり、寧ろ益々強化し、婦人及び年少者に対する一貫して綜合せる行政を推進し、再建日本の基礎を築き上げるべきであると信ずる。

労働基準法と婦人少年局地方職員室の仕事について（昭和二十四年三月）

一 労働基準法に關する婦人少年局職員室の仕事については今猶誤解があります。これは多少職員室が労働基準法に關する問題から、基準局と誤りつけて考えられてゐるからだと思ひれます。此の誤解は一つには職員室が主たる仕事は労働基準法を扱うことだといふ間違ひに在り、もう一つは基準法に關して、一職員室がどんな仕事をなすべきかといふ點が正しきり否ひに關して、誤りなからざるであります。

そこでこの際、國條各官の理解を正めるためにこの問題について少し考えてみる必要があると思ひます。

二 先づ第一に最も關するべき事は、職員室は労働条件の基準以外に組合や労働者その他あらゆる労働者に關する問題にも関心を持つてゐるという事です。従つて婦人少年局の仕事は多くの場合他の機關又は団体によつて要請し或は援助を与えて彼等がその仕事を運営する場合婦人少年労働者をも含み、その影響を及ぼす様勢ある一方、婦人少年労働者にはそれ等の機關を利用する様態を援助する事で、此の點は又第一におかりになつて來てゐると思ひます。

そこで仕事と申しますのは労働者の配置又は法律の施行の様な活動を意味します。これを本局長初期の婦人少年労働者の事業計画に於てはめて考えておませう。婦人労働者のスロウラムは婦人の組合参加について援助するという方針の下に組

まれていますので、婦人少年局は一方では労政局と、他方では婦人組合員と緊密な連絡の下に働かねばなりません。又年少労付者のプログラムは職業輔導を強調してゐますので一方で職業安定局や学校と、他方では年少者とも緊密に連絡しなければならぬ事になります。

三、労付基準に關する婦人少年局の仕事も同じ様に考へられるべきであります。即ち基準法は直接の施行ではなくて、基準法が婦人並に年少者の振舞を充分実現する様に労付基準局と協力する事です。それではどうしたらならば婦人少年局はその情報、選考、調査等の能力を労付基準に關連して充分に以上述べた様な意味で發揮せざるべからうか。少し例をあげて考へてみませう。

(1) 職員室は基準局と協同の会合を由ぎ、基準法中の婦人年少者に關する條項について、使用者、一般社會の人々を啓蒙する事を企及します。この様な会合は職員室によつて企及され、宣傳され、準備され、基準局は情報や、講師等を、あつせんすればよろしい。そして目的はそれ等はすべての人々に、婦人年少者關係の労付基準について認識を深めさせることです。

(2) 職業や会合に於て基準法について婦人労付者と懇談し、その結果改々、婦人労付者が基準局の情報に關心を持つたり、自分達で基準法違反を見付けて、それを基準監督署に提出したりする様に教育し、基準法全般に亘つて良く教えることです。このやうな

教育はたゞ婦人のみに與する條に止らず同じく勞付者として男子と共に受くべき果
實に對しても教へこむことです。

職員室は以上の様な職場尤の訪問の場合、工場に於ける違反を自身で探し出したり、
又同じ目的の爲に帳簿を調べたりしてはなりません。

職員室の士等は婦人勞付者が自身で、と言う違反を見付け出せる様には、基準法に
ついて教育する事です。もし職場を訪ぬ場合、婦人勞付者が違反を訴えたしたら、
それを監督官に報告する様にとりなし、決して自ら其の違反について事実を調査など
してはなりません。

(3) 職員室は婦人少年局の発行物も、基準局の発行物と共に利用して、基準法に關して
手に入る限りの情報を流し、授ける。すべて婦人勞付者には、それらの資料を勉強す
る様に勵ますことです。

(4) あらゆる種類の社会団体と接觸を保ち、彼等に婦人年少勞付者の勞付基準に對
する興味を興させ、基準法についてのプログラムを組んだり、研究会をつくつたりす
る様に助力を與へること等を考へられます。

(5) 又職員室は、基準監督官に違反の事実を届け出度いと考へたり又は法の解釈に
ついて質問したいと思う婦人勞付者には助力を与へるべきです。婦人勞付者の中には
恥しかったり、監督署の難に面つて報告すべきな分らないで迷つておる人もあるでせ

う。そんな場合、職員室は、監督署の誰か係官であるかを教へ、又労働者の苦情が必ず彼の許に届き、その結果、実情が調査され、違反が是正される様に常に注意すべきです。

従つて、婦人労働者によつて監督署に届けられた違反が、はたして調査され、是正されるのをたしかめるのも職員室の務めです。その方法の一として、係監督官と次の様な取り決めをするとよいのです。即ち婦人労働者が届出に違反について届出と、監督室が調査の結果取つた是正の手段とを、日時を定めて相談して定め、報告してもらうのです。どのような場合にも地方振員が自身でその調査に乗り出してはなりません。その仕事は基準監督署の責任であつて、職員室の仕事ではありません。

但し、若し、婦人労働者によつて提出された違反の事実が、監督署によつて調査され是正されない場合には、職員室は監督署に届け出られた通りの事実を本省の婦人少年局に報告するのです。

(2) 又職員室は、基準監督署にある調査記録、受取許可証明書、寄宿舍規則、使用規則に関する届出等の記録を研究し、何か改善されて良い様な案を発見したならば、それについて監督署の注意を喚起し又それにもとづいて彼女自身の活動についてのプログラムを作つておきたいでせう。

この意味を説明してみよう。

或る職員室が泉の労付基準局に保管されてゐる使用許可証明書の寫を研究してみたり
ころをこれらの使用許可証明書が規則通りに正確に書き入れられてゐないといいます。こ
の事実を監督官に注意して訂正してもらう様にお願ひするのです。或は又調査記録を
研究して、調査が唯、基準法の対象中最も数の多い事業場ばかりに主力を傾け、病院
は調査がなされてゐないといふと云う事を発見するといふ事です。看護婦連との懇談によ
つて病院の中での条件が非常に悪いといふ事を知つてゐる職員室はこゝういふ場合、監
望官に病院をもその調査の中に含める様、進言します。

又労働会規則を読んでみて、それが眞に労働者に往んでゐる婦人たちの意をくんで作
られてゐないことが、はっきり分るといふ事です。この場合監督官は、調査に行つた時に
この事を特に良く調べてもらう様に依頼し、又自身も寄附金を訪ね、榮生と話し合つ
て、或の台本とは、どんなものであるかを教え、資料を存え、懇談し、或は自筆を興
行出来るように援助を与へます。

四、以上で、労付基準局に属する婦人少年局の情報並に連絡に属する運動は容が太
体はつきりしたと思ひます。

然し、調査活動については、未だに相当誤解されて居る点がある様です。そこで
特に注意しておき度いと思ひます。

即ち、先ほ述べました労付基準局記録の研究は調査の一種であります。又直接職場に

出ないで調査も、やはり調査活動の一種であります。この後者の調査の場合に間違ひが起されてゐます。今迄も度々申して参りました様に、職員室は研究調査（リサーチ）の種族はあつても臨検（インスペクション）の種族はおりません。

この点か今も猶誤解されてゐます。たとへば、職員室が基準法違反の自無を調べるために工場を訪れても、其の違反を監督者に知らせるだけで、検問者にそれを見正す、検申し出なければ、それは當然差支へないといふ風に解されてゐます。これは全く間違つた解釈で、時間と空費するばかりでなく婦人少年等の眞の調査活動をも困難にするのです。なぜでせうか。先ず時間の空費とは、

臨検（インスペクション）とは、職場に行つて違反を摘発することです。たとへば違反を見つけてもそれを直接に産主は抗議しなければ良いのではないかと御考えになるかも知れませんが、やはりそれは違反摘発の行爲であるという事實をまげることには出来ません。又その違反が監督官によつて是正される迄は、二重調査の手間と時間と空費を収めます。

職員室にとつても、それ自体、種族の所はない調査は大した役に立ちません。

次に、眞の調査活動の邪魔になるという点について申しますと、以上の様方調査の行動によつて、世間一般に婦人少年局は法律を執行する機関であると言ふ印象を与へてしまひます。

それでは眞の調査とは一体どんなものでせうか？

例をあげてみます。

或る果の職員室が、病院看護婦の労働条件の調査を計画いたします。先づ基準法に示れると否とに依らず、看護婦の仕事に關する凡ゆる部面を會々質問表を作り、先づ土地の病院から一定数の規模や種類の異つた病院を適當に選んで、この職場の代表的な状態を知るための準備をいたします。それから送んに病院を一つづつ訪問して労働条件の記録を参考し、又経営者側の関係役員や、組合役員、看護婦等と面会して用意した質問表に詳細にわたつて書き入れます。此の場合大切なことは、関係者全部に、この報告は、全く内密に保たれ、たとへ、その病院に實際違反が基つても関係取締官等に漏れられないであらうといふ事は、はっきり傳へることです。こうして出来た調査の結果、職員室はその集つた報告を基礎にして、次の様な色々の行動に出ることも出来ます。

(1) 果の基準局に行つて、どの病院と名づすことなぐたう調査の結果その地方の病院の看護婦の勤務時間な余りに長過ぎるから、就業時間規則を病院にも実行させる様、監督して欲しいと希望すること。

(2) 果の配給物資係に基つて看護婦の配給物資のことで、常々ゴタゴタが起るから改定して欲しいと傳へること。

(3) 厚生係の係室に基つて多数の難役婦を雇入れる計画をたててもらい排除其の他

の難甲をさせて看護婦が本来の仕事だけに集中出来る様に取計つてもらう事も出来
ます。こうすれば、看護婦の勤務時間をつめる事も出来、看護婦の不足を補
ふこともなるでせう。

(4) 厚生係の係官と協同で大家の爲に会合を催し、看護婦の職務内容について説明
し、それによつて彼女たちの地位を高めること。

(5) 労政課と協同で看護婦の爲に懇談会を開き、より良き賃金をかく得する爲に組
合運動の促進について教へること。

(6) 自身で看護婦寄宿舎を訪ね、自身生活の策則について説明すること。

以上のやうな広い調査の結果と、ある一つの病院の基準法違反について調べた場合
の結果を比べてみませう。

後者の場合には、職員室の調査は、唯、單に監督官に、調査の手掛りを与えるだけ
の事に止り監督官の同一調査の結果初めて、其の病院当局に対して違反の更正が求め
られるのです。

前者の場合には、職員室は、另件條件、另件者の地位や生活状況を、しかもその職
業全般に亘つて改善する事が出来るのです。

この様にして職員室は一方に於て各機関を援助して其の目的を達せしめると共に、
他方、多数の婦人をしてその生活を向上せしめる様に力を貸すのです。

而して、以上の目的を達し得るには、記録調査、現場調査は唯單に実体調査であつて、基準法違反を深し出すためでないと言ふ事を天用者側にはつきりさせてはじめて出来ることとす。そうして之をばじめて使用者側の心からの協力が得られあらゆる実体が一つとしてなくされることなく進んで提供される様になるのです。

五 この問題については基準監督署を含む各方面に、未だ誤解がありますので、職員室は以上の奥につきまして各県の労働基準局長と談合し共に誤解のない様、努力をお願いしたいと思います。

そうすれば予算の都合上、やむなく労働基準局に事務所を置いてはゐても、職員室は労働基準法だけでなく、婦人と青少年に關するあらゆる部門に關係があると云ふ事、實に基準監督官にはつきりさせる争が出来ます。

資料の四

各界代表者よりマツオーサー元帥への中陳情書

親愛なるマツオーサー元帥閣下

(昭和二十四年三月)

八千萬國民の半数を占める婦人と青少年との名におきまして、敢えて閣下に陳情するものであります。

私どもは終戦後、閣下が日本の民主化のための欠くべからざる要件として示され、
した多く中原則の中、とくに婦人の政治的、社会的解放はその最も意義あるものであ
ったと信じております。けれども過去における婦人の解放は日本の封建性の基盤であっ
たからであります。

また、終戦後の日本が最も進歩的の政策の一つは労付基準法による労付条件の最低
基準の制定であります。けれど、世界市場を制覇せんとしてついに今次の大戦にまで
世界をひき入れた日本帝國主義の要求は、女子及び年少労付者のチーフ・レーバリー
であったからであります。

しかして昭和二十二年九月一日新設された労付法に生れしところの婦人少
年層は、又はこの婦人解放の断行と、女子年少労付者の保護とを使命として発足した
ものであります。全國の一般家庭婦人、女子年少労付者のよせる期待は絶大であり
ました。創設以来一年半、小規模ではあります、二十数年の長であるアメリカの婦人
人局の踏んだ道にならひとして、労付法規施行の任務こそあります。それにもよ
りて重要である調査、啓蒙行政の連絡調整機関として、我國官界に、そして労付省内
において、特異な運動をつづけております。その任務は單なる労付基準監督行政でも
ありません。

又社會事業でもありません。女子と年少労付者の保護と労付条件の改善、その地位の

白土、そして婦人の完全な解放を綜合統一黨に行うことでありまして、所竹省内に独立の一局として存在してはじめてその使命を達することかであるものであります。

しかるに、今回政府の行政機構改革案中に婦人少年局廃止の計画が發表されました。これは婦人少年問題の重要性に対する吉田内閣の誤理解を暴露するものであります。

私共は日本經濟の復興のためには、政府機構の改廢もまた眞に己むを得ぬ場合あることを理解するものであります。婦人少年局は現在日本のもつ唯一の婦人と少年の地位の向上のための独立局であります。その廢止は婦人解放の標幟を奪い去ることを意味するものであり、女子年少労働者の支柱を抜き去ることを意味するものであると信じます。

今や貿易用会を教として用ひ女子年少者の低賃金を強行されようとしていますときに、そして与えられた婦人の自由を逸くされようとしていますときに、婦人、大衆及び年少者はいつこれの機り処をみついたらよいのでありますやうか。

用ひ戦前の劣悪な状態に婦人と年少者を陥れて日本の民主化を危険にさらさぬために、また、眞に平和を愛する國民を育成するために、婦人少年局の警護増強としての意義は今こそ最も重大であり、その活動は今後に期すべきもの大であると確信いたします。

閣下におかれましては、何卒婦人少年局の意義を御理解下さいまして、御助力をいたし

さたく、まゝに私共婦人年少者大衆の切々たる意を披瀝して
マツオーサー元帥閣下の御同情に訴ふるものであります。

昭和二十四年三月十一日

署名

各界代表 婦人

労組代表

婦人団体代表

資料の五

婦人少年問題審議會より関係諸機関への書簡

(昭和二十四年三月)

婦人少年問題審議會においては、三月七日別紙「婦人少年局廃止及対応に関する建議書」を労働大臣に手交いたしました。

就きましては、貴局におかれましては婦人少年局の廃止によつて日本民主化の一指標として、従来困窮されがちであつた婦人と児童の問題に更なる指導をあたえていた独立の政府機関が消滅することになり、社会にあたえる影響はなほ甚大なるものか

あると考へますので、この際特に考慮して貰うたいと存じます。

今次の戦争において日本將兵のおかした婦女に対する残虐、行爲や敵軍捕虜の生体解剖事件などは、日本人の野蠻さを世界にしらしめたものであります。これは社会主義或の任務と権利を知らない婦人に対する残虐、日本の國策を一部退屈の野心家の思ひ、の料理にゆだねた結果であります。今や日本は世界の各國に対して、平和を主張すべき立場にあります。婦人の自覺と覺醒こそがこの平和への欠くべからざる推進力であります。この故にこそ終戦後の速忙に際しても婦人の解放は断行されるのであります。

この婦人解放の唯一の推進力の拠どつてゐる婦人少年局が整理されようとしてゐることは、日本の民主化の進展を世界に疑わしめるものであります。

日本の婦人の民主化こそは、日本の民主化をはかる尺度であります。婦人少年局の意義を御理解下さいまして特別に御考慮下さいますようお願いいたします。

昭和二十四年三月七日

婦人少年問題審議会会長

藤田 正

殿

婦人少年局廢止反對に關する建議書

婦人少年局問題審議會

今次の行政機構改革に際し、婦人少年局を廢止しようとしているようにつたえられているので、婦人少年局問題審議會において、これに対し、反對の決議をして勞付大臣に建議する。

理 由

婦人少年局は、昭和二十二年九月一日勞付省の設置と同時に設立されたものであつて、婦人勞付課、年少勞付課及び

から成っている。

婦人課の三課及び各都道府縣地方職員室

この局の任務は三課を通じて第一に次代國民の母であり又母となるべき人達である婦人、その地位の向上を図ること、第二に明日の日本の運命を政府に担っている付く少女、少女を過激な勞付から保護し、心身共にすこやかになつてあげ教養の豊かな優秀な社會人となるようみちびくこと、第三に従来の家族制度からもたらされる男尊女卑の弊風を一掃し、國民の半数を占める婦人の社會的、經濟的地位の向上をはかることにある。

女子及び年少者の問題が國家的にとりあげられ我國行政機構の中に一局が設けられたことは、有史以來はじめてのことであつて女子、年少勞働者の低賃金と劣悪な勞働條件をもつて世界市場に注目の政敵の餌となり、また男尊女卑の思想の根柢をもつて、その封建性を世界に知られていた日本にとつて眞に劃期的なことであつた。これは實にポツダム宣言に於て民主國家としての更生を契約した日本の決意の現れであつたといつても過言ではない。なせならば一國の文化は女子及び年少者の地位によつてはかられるからである。

婦人少年局は設立以來三年、創業當時のあらゆる困難を克服し、豊かならざる予算と定員とをもつて機構を漸く整備し、さきに述べた任務遂行のために全面的な努力を行つてきた。

特に労働基準法の制定により、婦人労働課及び年少労働課に於ては、基準法中の女子年少者の保護に關する條項の完全な実施のために特別の努力を惜み、基準局に對して基準監督の督励を行つてゐるが、女子年少者の婦人少年局によせる期待は次第に大きく基準法の施行に伴つて起る種々の困難な問題や違反などについて、も中決及び地方職業室を通じて或は訴え、或は相談に來るものも日多くなり婦人少年局の指導の必要が痛感せられるのである。

これは單に監督行政だけでは十分でない証拠であつて労働條件の女子、年少勞働者

の厚生福利政策にまで及んで、是れが労働条件の最低基準を示した基準法の内容は、
用され過去において長い間、虚けられてきた女子及年少労働者に、日本国連に参加する
ための明るい希望を抱かせることとなるのである。

また婦人課においては婦人の地位は新憲法その他で法律的には、一応男女の平等が
保障されているが現実には、一般社會もまた婦人自身も自覺なく経済的、社会的、
政治的地位は必ずしも戦前と比べて向上しているとは言えない現状である。これを各
實共に婦人の地位を向上させるためには、各行政機關の中に分散して個々ばらばらに
取扱われてきた廣汎な婦人問題の連絡、調整統一をはかることが必要であつて婦人課
は實に婦人解放の實をあげるための中心的作用を果たしているものである。

以上婦人労働問題、年少労働問題、婦人問題及労働者の家族という我國の民主化に
一番基本的な、しかも長年月を要する仕事に対しては、この問題に対する誠実な理解
と熱意をもつた独立の一局をもってせねば社會に与える影響も弱く、到底充分な成
果をあげることは出来ない。

今や婦人少年局は設立後僅かに三年にして行政機構改革のために廃止されようとし
てゐるかもしれないに際して傳へられているように婦人労働課、年少労働課が労
働基準局の中に吸収されるものと想像したならば女子年少労働者に與しては基準監督

行政に限られ、その地位の向上、厚生福利などは等閑視されるであらう。

また婦人課の廃止により婦人問題に關する各機関相互連絡調整の中心点を失ひ、婦人問題は分散され婦人の地位の向上に強力を振擧を失つてしまふであらう。

このようにして一般婦人女子年少勞働者の婦人少年局によせた期待は裏切られ、彼らの正しい指導の中心点を消滅するであらう。

今日においては婦人少年局の存在は戦後の民主日本建設の一指針として世界に知られてゐる。今後の日本産業界の傾向は貿易開港を求として用ひ女子年少者の低廉金強行の方向に向かうとしてゐるのであつて婦人少年局の存在こそはケース・ローバーの財源である。

平和で民主的な日本の実現のためには、女子勞働者及び年少勞働者の勞働條件の改善とその福祉の増進及び婦人の地位の向上とが絶対的な要件である。

婦人少年局の任務は今後にありまゐる。ますます強化して婦人及び年少者に対する綜合的行政を推進すべきであると信じる。

以上の理由をもつて婦人少年問題審議會は婦人少年局の廃止に反対し、その存続のためには勞働大臣が善処されるよう切望するものである。

昭和二十四年三月五日

婦人少年問題審議會

勞働大臣 鈴木正文 殿

会長 藤田 花

婦人少年局廃止問題に關する経緯（昭和二十四年三月）

今回の行政機構改革に際して、婦人少年局の廃止が本夏國務相の改革策中に示されたことは讀賣新聞紙上に発表された通りであるが、このことが眞に問題になつてゐることに我々が知つたのは三月三日であつて、早速その日から各婦人団体、有名人、労組に對し、婦人少年局廃止反對の働きかけに着手した。

三月四日、婦人少年問題審議会においても、婦人少年局廃止反對の緊急決議を行い、その建議書を三月六日、勞働大臣をはじめとして總理大臣、内閣官房長官、行政管理庁長官、本夏國務大臣に手交し、翌七日、司令部關係官にも手交した。

三月八日の國際婦人デーでは、参加者二万名の名において、婦人少年局廃止反對の決議を行い、増田官房長官に決議文を手交した。同日、勞働省職員組合では、委員長その他の、婦人少年局廃止反對対策委員は、江口次官と面会して事情を聴取し、勞働省の機構を縮小せぬように懇切された旨申し入れたが、次官は、勞働省側としては目下、機構の整理案は出さないう方針であると言明した。しかし省内一局整理が強制されるときは、婦人少年局がその対策とする可能性が充分にあるという事情が察せられた。

本日午後三時半組合幹部と当委員とが勞働大臣に面会、団体交渉を行ふ予定であり、対策委員会としては、尚總理大臣、官房長官、行政管理庁長官、本夏國務相、司令部方面に説明書を手交して、懇切方を要望すると共に、各婦人団体、労組、その他個人

などに強力に働きかける方針である。

昭和二十四年三月九日

労働省職員組合
婦人少年局組合員一同

資料の七

聲明書

(昭和二十四年三月)

今回突如として婦人少年局の停止が行政機構改革案中に発表された。これは実に木ッかみ宣言において民主化を世界に誓った日本の決意への冒瀆であり婦人と年少者の解放への意欲の放棄にふししい。

なぜなら婦人少年局は婦人と少年の地位の向上を目的とする唯一の独立局であるからである。

そもそも婦人少年局は昭和二十二年九月一日、労働省の設置と同時に設けられたものであるが、女子及び年少者のための一局が行政機関中に設けられたことはわが国歴史に実に劃期的なことであつて、婦人少年局は女と子供の低賃金による搾取と、男男女女の封建思想をもちつて世界に名を知られていた過去の日本を民主的に更生させるための一指標であり、婦人と少年との解放及びその地位の向上への木っくである。

婦人少年局は設立後わずか一年半、創業当時のあらゆる困難と斗ひ、社会の期待にこたへるために全面的な努力を行ひその仕事は漸く軌道にのりはじめたのである。その使命は単に監督行政にあらず、社会事業にあらず、女子と年少労働者の保護と、労働条件の改善、更にすゝんでその地位の向上、ひいては婦人の完全な解放等を綜合統一的に行う行政機関であつて、この任務は独々の一局をもつてしてはじめて効果あらしめることのできるのである。

今や婦人少年局は吉田内閣の行う行政整理の対象として、その存在は危懼にゐる。といふ。

貿易両用を機として用ひ女子、年少者の低賃金強行が世間に憂へられている今日、婦人少年局の存在こそはチーフレバーの防波堤である。

この意味において、再び戦前の悲運に陥ることをおそれる一般家庭婦人、女子年少労働者の婦人少年局によせる期待を裏切らぬために、また世界に日本の民主化を疑わしめぬために、さらに世間平和を維持するために、婦人少年局の任務はまさに重大である。

我々は婦人少年局の存続に絶対反対し、むしろますます拡大強化すべきであることとこゝに声明する。

昭和二十四年三月十日

労働省 職員組合
婦人少年局 組合員一同

資料の八

婦人少年局の機構改革及び辭体反対に關する建議書（昭和二十五年九月）
今次の行政機構改革に際し、婦人少年局の機構の改革又は辭体を行ふとされているように伝えられているので、婦人少年局問題審議会においてはこれに對し、反対の決議として労働大臣に建議する。

理由

婦人少年局は、昭和二十二年九月一日労働省の設置と同時に設立されたものであつて婦人労働課、年少労働課及び婦人課の三課ならびに各都道府県地方職員室から成つてゐる。

この局の任務は三課を通じて次代国民の母であり又母となるべき人達である幼く婦人の健康をまもり、母性を保護するために明朗な労働環境を打ち樹てるとともに、その地位の向上を図ること、また明日の日本の運命を双肩に担っている幼く少年少女を過激な労働から保護し、心身共にすこやかにのびのびと育てあげ、教養の豊かな優秀な社会人となるようみちびくこと、及び従来の家族制度からもたらされた男尊女卑の

弊民を一擲し、国民の半数を占める婦人の社会的、経済的地位の向上をはかることにある。

女子及び年少者の問題が国家的にとりあげられ、我国行政機構の中に一局を設けられたことは、有史以来はじめてのことであつて、女子、年少労働者の低賃金と劣悪な労働条件をもつて世界市場に注目と攻撃の的となり、また男尊女卑の思想の根強をもつてその封建性を世界に知られていた日本にとつて眞に劇期的なことであつた。これは實に木ッかム宣言において民主國家としての更生を誓約した日本の決意の現れであつたといつても過言ではない。なせならば一國の文化は女子及び年少者の地位によつてはかられるからである。

婦人少年局は設立以來三年、創立當時のあらゆる困難を克服し、豊かなならざる予算と定員とをもつて機構を漸く整備し、さきに述べた任務遂行の爲めに全國的な努力を行つてきた。

特に労働基準法の制定により、婦人労働課及び年少労働課においては基準法中の女子年少者の保護に關する条項の完全な実施のために特別な努力を払い、基準局に対して基準監督の督励を行つてゐるが、女子年少者の婦人少年局によせる期待は次第に大きく、基準法の施行に伴つて起る種々の困難な問題や違反などについても、中央及び地方取組室を通じて或は自ら、或は相談に来るものが日々夏くなり婦人少年局の指導の

必要を痛感せられるのである。

これは単に監督行政だけでは充分でない証拠であつて、勞働条件の規正に任ずる勞働基準行政のみならず、雇用機会に關しては職業安定行政、組織活動の促進援助に關しては勞政行政にも及んで女子及び年少勞働の特殊性から指導し、調整し、調整し、啓蒙活動を行う機能を有する婦人勞働課、年少勞働課にしてはじめて達成し得るものであることを示している。

かくして女子、年少勞働者の厚生福利施策にまで及んだ時漸く勞働条件の最低基準を示した基準法の精神は活用され、過去において長い間虚けられてきた女子及び年少勞働者は、日本再建に参画するため明るい希望を抱かせることになるのである。

また婦人課においては新憲法その他で法律的に一定保障された男女の平等を實現するはものにするために、婦人自身の自覺を促し、教養を高め、一般社会の理解を深めることに特別な努力を払っている。

各実共に婦人の地位を向上させるためには、各行政機関の中に分散して仰ぐばらばらに取扱われてきた状況な婦人問題の連絡調整をはかり、総合的な一貫した立場から問題を解決することが必要であつて、婦人課は実に婦人解放の翼をあげるための中心的作用を果しているのである。

婦人課はまた、勞働者の家族問題に關して調査、啓蒙、連絡調整する機能をもつて

いる。

労働者の家庭生活及び、労働婦人の家庭生活の事情、労働者の家庭の婦人が利用し得る福利厚生施設などを調査し、関係者に必要な啓蒙活動や申入れなどを行うこと、及び労働者の家族の労働組合運動に対する理解を促進することなどを主な任務とするのであって、これらは雇用関係にある労働婦人に対する保護行政と表裏一体となすものである。労働者が職場において充分な能力を発揮するためには労働力の再生産のために盡しているその家族の向上を絶対に必要とされるのでこの点からも婦人課が労働省に存在することの意義をわれわれは認めるのである。

以上婦人労働問題、年少労働問題、婦人問題、労働者の家族問題という我国の民主化に一番基本敗なしかも長年月を要する仕事に対しては、この問題に対する誠実な理解と熱意とをもちた強さの一局を占めてせれば社会に与える影響も弱く、到底充分な成果をあげることとはできない。

行政制度審議会の行政機構改革に關する答申によれば婦人少年局は、解体せられ婦人労働課、年少労働課が労働基準局の中に吸収されることになっていくが、かりにこれが実現するならば女子年少労働者に關しては、基準監督行政に限られ、その地位の向上、厚生福利などは、等閑視されるであらう。

また、同じく答申によれば婦人課が前二課と分離され他省他局に統合されることに

なっているが、もしこれが実現すれば現在婦人課が果している婦人の地位向上のための広汎な機能は極度に縮小され婦人の地位の向上に支障を来すであろう、また、さきへのべた労働婦人に対する保護行政と表裏一体をなすところの労働者家族の向上をはかる機能は失われると共に婦人労働者の保護も真にその目的を達成することはできないであろう。

なぜならば、婦人労働課において取扱われる婦人労働問題は、婦人問題の一要素であり、労働関係における男女差を撤廃し眞に婦人労働保護を實行するためには、婦人の地位が確立されなければならず、婦人の社会的、経済的、政治的地位の向上のための、婦人課の業務は、婦人労働行政に密接にむすびつき、その前提条件となつてゐからである。

同じく年少労働者の保護についても婦人課の業務は大きな役割を有している。すなわち年少労働者は、職場においては、労働保護法規等により行政的保護を受けるが、労働保護の延長として、職場外における保護と適応の指導、児童の不良化及び虐待防止などは、家庭における母親からの適正なる指導と家族関係及び家庭環境の健全性によるところが多く、すべて年少労働に關係ある問題は、家庭における人権の自覺の乏しいことに起因してゐるので、この問題に對しても、婦人の自覺を促る婦人課の任務が根本的な解決の要件である。

一般婦人、女子年少労働者の婦人少年局によせた期待を裏切ることなく、彼らの正しい指導の中心点として、三課が一体となつてその機能を充分に發揮し得るよう、婦人少年局は独立した局として現在の枠構のまゝ存続すべきであることをわれわれは重ねて強調したい。

今日においては、婦人少年局の存在は、戦後の民主日本建設の一指針として世界に知られている。今後の日本産業界においては、貿易再開を機として女子年少者の労働条件の改善は世界注視の的になつてゐる。

平和で民主的な日本の実現のためには、女子労働者及び年少労働者の労働条件の改善とその福祉の増進及び婦人の地位の向上とが絶対的な要件である。

婦人少年局の任務は今後にあり、むしろますます強化して婦人及び年少者に対する総合的な行政を推進すべきであると信じる。

以上の理由をもつて婦人少年問題審試会は婦人少年局の枠構の改革及び解体に反対し、その存続のために労働大臣が善処されるよう切望するものである。

午 月 日

婦人少年問題審試会

労働大臣 保利 茂 殿

会長 神近 市子

第一次へ昭和二十四年三月一の婦人少年局棧構廃止
問題のとき、民間より寄せられた主なる反対決試書

婦人少年局廃止反対についての陳情書

婦人少年局は開設以来、法律で認められた婦人の地位向上を實質化するため、婦人及び年少労働者の保護指導に或は家庭婦人の啓蒙に、縦横の活躍をなして僅か一年有余の実績は誠に著しきものがある。最も封建的といわるゝ本縣に於てすら婦人の自覚は着々その歩を進め、今や本格的実行の期に到達して今日の婦人少年局の存置こそ期待せられてゐるのである。然るに政府に於ては今日の行政整理に当り、婦人少年局を廃止するやに聞く、若し之が事實とすれば漸く擡頭した婦人向上の機運は挫折し全人口の過半数を占むる婦人の後退はまた民主国家建設を停滯せしめるものと思ひ、故に私共は婦人少年局の廃止に絶対反対すると同時にむしろこの機運を益々拡張して設置当初の目的を完遂されんことを切望してこゝに陳情する次第であります。

昭和二十四年三月十日

大分縣婦人協議會代表

廣	高	川	田
瀬	野	本	中
イ	フ	カ	フ
タ	ミ	ツ	ミ

池上太伊泥小龜姫大藤芥芥河足椎安藤
田

田尾神藤谷部川野股高藤川野立原達原

トク春ハ映時エ直豊三君スフセ初テ
イ

キラ枝重子子リ子子子枝ミラツ枝子

甲本工田今安田馬河田堀那天渡倉田坂
波

斐田藤口村部辺場村辺永江野辺田吹井

コ 今 すカサ夕那無ミ光初干トは繁芳
ウ 午ナ夕マ ツ
メズ標瓦工ヨ工子我ノ子枝代シツ子枝

マ朝英ウカア光ツア次コハタ礼チトサ

ス ヤ 千

才子子×ヨ子枝ヤヤ枝ま代×子正ニヨ

帆園井森小堤麻篠秦安加阿麻片苜渡挾

足田上野生田東東南生野藤辺間

ツ春ミコノ菊一シマア敏ス五明

ギキケミ

子江スズミス枝力枝ルギス子月環子

神矢長横渡大高溝帆鶴篠佐小外立大佐

田田野尾迎谷山部足田田篠野山川神藤

スフ喜マ幸時恵綾靜奈吉ト キコ久テ

ミ サ 美 良 ？

エミ代ヨ枝子子子子江恵エ時ヨト美イ

二 麻 高 渡 金 河 工 甲 繁 松 渡 葛 阿 佐 神 太 児

宮 生 本 辺 馬 野 藤 斐 野 浦 辺 城 部 藤 田 田 玉

久 カ 午 カ シ ト セ ツ イ ヤ 久 ノ サ 午 マ ム ト

キ

キ

ヨ サ

香 ク ス ワ ケ フ ツ エ ネ 工 代 ア タ 子 コ ツ ヨ

増 林 川 高 柏 衆 佐 西 林 ハ 久 大 梶 伊 木 杵 阿
保

田 津 石 原 本 藤 坂 田 野 原 東 村 築 部

マ 子 利 ト リ 嘉 シ マ ア カ レ ウ マ 五 セ ソ カ
ヨ サ キ ツ サ ツ

ス ノ 久 ヨ 工 好 ゲ 子 工 工 イ タ 工 月 イ ノ 子

勞
劬
大臣
鈴木正文殿

大分縣婦人校談会々長

總代

副会長

岩 山 青 佐 湯 河 南

久 本 本 田 茂 野

つ コ ト ト ヨ ト ケ

は ト 子 子 シ ヨ 里

建議書

婦人少年局廃止の行政機構改革案が発表されているが、抑々婦人少年局は女子年少者のための劃期的行政機構としてあらゆる努力を傾け民衆のために役立つ役所としての眞価を発揮しています。そのことはあくまで女子日本中の女と働く年少者のために熱情を傾けてをります。私達は婦人少年局の果す特殊の意義と役割について今後益々期待しています。今かゝる案の出ることは今迄のひびがった婦人の力を逆転させることになり日本の民主化に反します。婦人少年局は各省各局にまたがっている女子と年少者の向順を連絡調整して綜合統一的に女子年少者の保護増進條件の改善地位の向上婦人の完全なる解放を行ふのでこの任務は独之した一局をもつてはじめて効果のあがること、思はれます。

以上の見地から私達は婦人少年局はこの対象より除外していただきたい右の理由により建議いたします。

昭和二十四年三月十日

岡山友の会リーダー

河田文子

岡山縣連合婦人協議会

会長 守屋 久の

岡山縣新生むつみ会

会長 田部 順子

岡山地方大金屬労組合会議

岡山県貨物労組合

岡井 静子

岡山県労組合会議

岡山市上石井大正町二八五

岡山地方民主団体協議会

岡山市上石井大正町二八五

岡山市支町三八岡山税務署内

全国財務労組合

岡山地区連合会

婦人部長

全通岡山地方貯金支部

海日新庫労組

大阪支額岡山県代表委員

梅津

愚

岡山市田中山下一〇番地

全国纖維産業

岡山県纖維重合会

労働組合同盟

岡山市田中山下一〇

岡山県田炭山労働組合連合会

全国進駐軍労働組合同盟岡山地方労働組合

電産岡山支店分会

朝日新聞労組

岡山委員 平

博

婦人民主クラブ岡山支部

豊田 文子

岡山地方労働組合会議

岡山市上石井大正町二八五

国鉄労働組合岡山支部

婦人部長

岡山県農業労働組合連合会

岡山市七軒町一六番地

山陽新聞社従業員組合

岡山市下之町七七

(山陽新聞社内)

日本労働組合総同盟

全国化学産業労働同盟岡山県聯合会

日本労働組合総同盟岡山県聯合会

岡山市西中山下一。

岡山市連合婦人会

横山正恵

岡山県戦没者七人連盟

岡新愛子

全日通労働組合岡山県支部

岡山県教員組合

婦人部長

岡山市下之町七七(天満座)
夕刊岡山社従業員組合

決 議

保守及勤告田内閣は、充足後漸く一年半を経たのみの勞働省婦人少年局の廢止を發表した。

奴隷的勞働の下に虐けられた勞働婦人の明るい支柱となり、混亂を重ねた世相の中に放置され勝ちな年少勞働者の保護に着々手を打ちつゝある機關の存在を今こそ無視する事はできない。

婦人少年局の林將は、正に日本の勞働婦人少年保護の一大彈圧である。

日本民主化を希う我々は女子年少者の勞働條件の改善と福祉の増進によつて更に推進し、行政整理にとまはう不當は廢止、縮小を斷行せんとする一部愚策は政治家の手にこれをゆだねてはならない。

かゝる意味に於て婦人少年局廢止の暴挙を敢てする現政府の施策に対し我々は五十篇の結集を以て斷乎反對するものである。

白 決 議 寸 る

一九四九年三月一日

日本教職員組合第十回中央委員会

勞働大臣 鈴木正光 殿

抗 議 文

戦后全人民の期待の中に設けられた婦人少年局が今回突然として廃止が発表された。ポツダム宣言に於て民主化を世界に誓った吾々にとつてその措置は全く日本の民主化への逆行であり特にききに強行した四十八時間労働強化、六三〇七四飢餓賃金、耳計算、労働法規の改悪等の反動攻撃とともにその格降化は言語同断と云わざるを得ない。

婦人少年局は、婦人と少年の極端な底賃金に成るソシヤルダンピングを以て全世界非難の的となつておた過去の日本を民主的に再建するための一指標であつた。しかるに設立后わづか一年半にしてその廃止を行わんとするが如きは婦人少年労働者の保護と労働条件の改善その地位の向上に關する行政の眞實の放棄を意味するものである。

既に強行しつゝある低賃金、労働強化、大量首切りは再び安価な労働による飢餓輸出とはいふ失業者の氾濫と奴隷的状态現出をもたらすことはあきらみである。

吾々はかゝる見地から婦人少年局の廃止に絶対反対するとともにその阻止のため断乎斗争ことを表明する。

一九四九年三月十一日

労働大臣 鈴木正文 殿

全 官 公 庁 労働組合連絡協議会

決 議 文

今回発表された行政機構の刷新事項の中には労働者の縮小を稱え、しかも婦人少年局の廃止問題が論じられている事に対して大阪府下の勤労団体及婦人団体は言うすべしを持たないのである。

憲法、民法、労働基準法及び児童福祉法と法的には種々裏付けられたといえ、殆ど独立性をもたない婦人及び少年者は何々事業体の手では營利的に走りやすく国家的に絶対に保護されねばならない現状である。しかも一貫した総合的は行政を推進し、有ゆる問題を理論的に統計的に出す事により原因を把握し解決して行かねばならない。発足以来漸く軌道に乗つて来た婦人少年局の任務こそ今後にあるのである。

我が国の民主化を促進させる爲には婦人の社会的経済的地位はくろてありえなく、次の時代を擔う少年を明るく立派な社会人に養成するべく婦人少年局の必要を絶唱するものである。

石 決 議 す

昭和二十四年三月十二日

四月十日 婦人の日準備会
大阪総同盟

大阪
日
男

大阪
教
員
組
合

世界
平
和
母
性
協
会

大阪
Y
W
C
A

新
日
本
婦
人
聯
盟

新
日
本
婦
人
協
会

大阪
女
性
文
化
の
会

大阪
新
聞
社
文
化
部

鈴木
芳
竹
大
臣
殿

決
議
文

今回発表にはりました行政整理に基く芳竹省婦人少年局の廃止は私達母子従業員多
教を有する事業所に於ては絶対反対です。

私達は三月十一日の組合大会に於て左記の理由に基き婦人少年局廃止絶対反対の決
議をなし之の実現迄、飽くまで初志を貫徹する決意をもつております。

各項目に付き急遽目つ深甚は配慮を希望します。

誌

労働省婦人少年局廃止及対理計

- 一、労働基準法に規定された女子及び年少者保護の主旨に違反する。
- 一、重一的に各省二局廃止など、客觀的必要性を無視してある。
- 一、女子及び年少者の保護に努力して下さった局員の熱意を冒瀆する。
- 一、女子及び年少者の就取困難又は圧迫の危険が増大する。

昭和二十四年三月十二日

細奈川縣高座郡波谷町長後一、二七一
内外鐵維工業株式会社

代表者

組合長

樋口

重組

員

重組

員

副組合長

野本

重組

員

重組

員

中田

重組

員

重組

員

書記長

赤羽

重組

員

重組

員

委員

山口

重組

員

重組

員

山口

重組

員

重組

員

鈴木 功 勳 大 臣 殿

吉 益 首 藤 降 瀧 柳 井 中 今 関 藤 原 佐

田 松 藤 森 旗 沢 上 野 井 水 沢 殿

孝 ま み よ

信 し 里 安 貞 つ 茂 一 木 武 廣 し 靜

子 子 子 治 孝 子 ぎ 子 枝 喜 重 附 子 子

經濟九原則實施による行政機構改革に伴ひ婦人少子局廃止が突如発表された
法のものには総て平等である事が憲法その他で規定されなければならないがら未だ過去の封建制度
さはがらの現下の日本に於ては婦人の地位はまことに低くかつ不安定きはまりないも
のであり殊に幼く婦人にとっては職場に於ける男尊女卑の不平等に苦しんでおるので
ある。

国鉄労働組合婦人部は女卒にも責任ある仕事を与え上達の途を拓かれたしと決議し
眞の男女平等を獲得するために婦人実質向上運動を行政整理に伴ひ緘首反対斗争と
もに展開しておるのである。

この秋にあたり婦人少子局に關する唯一の独立行政機関である婦人少子局の廃止は
婦人の鮮極によつてはされる日本の民主化に逆行する以外の何ものでもないのである。
日本を再び不幸におとしめる事を望まれないは日本は日本の民主化と再建の使命を負
ふ婦人と年少者を輕視されず婦人少子局存在の意義の重且つ大なる事を銘記されその
存続のために渾盡力あらんことをねがひ婦人少子局廃止絶対反対を国鉄労働組合六十
三万の總意をもつて申入れる

一九四九年三月十四日

国 鉄 労 働 組 合 中 央 執 行 委 員 長

加 藤 寛 男

国 鉄 労 働 組 合 婦 人 部 長

丸 沢 美 千 代

内 務 大 臣

鈴 木 正 文 殿

行政整理の一環としての行政機構改革に当り婦人小委員、児童局長止のうわさが流布されてあります。

吾党では新憲法により与へられた婦人、児童の基本的な人権を確立するためには行政機関が絶対に必要であると思つております。

今人々は日本の独立と自由と又恒久平和をさげんでおりますが、これを招来するものはたゞ民主主義の徹底以外にはありません。そしてこれは婦人解放の度合がその国の民主化のバロメーターであると言われていることを考へますに、現実に旧い慣習や制度が未だ婦人を拘束してある日本の現情では形式的解放から実質的解放と云ふ

ことがいかに大切かわかります。

政治面に発言力の弱い婦人や子供の代辯者として日本社会党鹿児島県支部連合会は
婦人少年局・児童局存置を切望致します

昭和二十四年三月十五日

日本社会党鹿児島県支部連合会

労働大臣

鈴木正文 殿

婦人少年局・婦人児童局存置のお願い

新聞その他により傳えられる所によりますと、労働省婦人少年局並びに厚生省婦人
児童局の廃止せられるやに承ります。誠によろしきこと、存じながら廃止絶対に反
対を陳情するものであります。

私共家庭婦人及び働く婦人にとりまして婦人少年局・婦人児童局の出来ました事は
暗夜に灯を得た如く非常に力強くこの施策に感謝致して居りました。殊に福島県にお
きましては活潑な活動を続けて居られました。

全国にさきがけて乳児院も出来児童の身賣り防止には西局とも着々としてその実を挙げつゝありました。

この時代逆行としか思えない西局の廃止は民主日本の再建に婦人、児童の立場を抹消するものとは思えません。

福島市婦人団体協議会及び労働組合婦人部は共に西局の廃止を反対しこの存置を強く願うものであります。

昭和二十四年三月十六日

福島市長 佐藤 元治
福島市婦人団体協議会

瀬上町婦人会

福島県教員組合婦人部 福島支部

友の会 福島支部

鎌田町婦人会

新日本婦人同盟 福島支部

大孝婦人協会 福島支部

福島地区民主婦人会

福島婦人文化連盟

勤勞婦人会

日本基督教婦人矯風会 福島支部

渡利婦人会

餘目村婦人会

労働組合 婦人部

福島電鉄従業員組合

福島女子医専病院労働組合

蚕糸校同組合労働組合

東芝松川工場労働組合

野田村借家人組合 婦人部

民主日本再建と言ふ大きな課題を完遂する爲には戦争により余りにも大きな犠牲を
負はされて来た婦人労働者の眞の解放と前進が約束づけられなければなりませんしか
し現在の我々働く婦人の立場はどうでありませうか

曰にこそ民主憲法をとなへ男女同権をとなへつゝも現状の姿は国にかいた絆に等し
く余りにもかかけはなれているを認めざるを得ません

私達西多摩労校参加組合の婦人は封鎖性の最も強い地域に於て組織と團結の力によつて僅かに労働基準法を支えている状態です。苟も私達の周囲には旧態依然たる「鐵屋」のボス達によつて組合の結成を阻害され彼等に法の精神を曲解して赦えられ日夜過酷極まる「ドレイ」的労働条件に甘んじている一千人の未組織職物女工のあるを考へる時、これら婦人の解放はくりでは私達婦人の眞の自由はありえなうと思ひます。

私達はこの婦人解放の強力は過渡期に裏面している今日、傳へられる所の婦人少年局廢止は再び全西多摩にサエ哀夫を復活する以外の何物でもない事を痛感するものであります。

私達西多摩の婦人労働者は婦人少年局が過去に於ける輝しい業績、特に労働基準法、児童福祉法を通じて如何に全國の婦人労働者に働くことに光明と希望を手へて居るかを直視した時今回行政整理の一環として婦人少年局を取り上げた吉田反動内閣の労働行政が全日本の婦人労働者を無視したものと認め西多摩労校婦人部は絶対に廢止反対を表明するものであります。

昭和二十四年三月三十日

西多摩地区労働組合協議会

婦人部一同

労働大臣 殿

沃 議 文

私達女性は憲法に女性を認められ又初く者は勞働基準法によつて保護されております。しかしこれが名実共に守られ保護されているかと申しますと悲しいかな否と申さねはなりません。私達婦人は民主的に決定された法律を如何にして実行し新しき世の日本婦人として取しくはなく独立出来るかに腐心しております。私達女性の益には如何にして女性を権取しようかと資本家の毒牙がすきまをわかつております。幸にして昨午四月婦人少年局がなれ日本の過去、封建性の中にあえいでいる婦人及び年少者のため手をさしのべ活躍して下さつた短期間の効果については既に周知の事であり今茲に申述べる必要はありませんしかるに今面行政整理による機構改革の一つとして婦人少年局の独立を認めず合併するように聞き実に驚き且悲しく思ひます常に国の興隆はその國の婦人を見て知ると申します。吾少年婦人が護られ育成されてこそ國の再建は可能であります。機構を改革し小さくすることについては根本的に反対致します。

私達婦人の胸中を充分お汲みとり下さいまして新年度よりは倍加した活動が出来るよう御盡力をお願いし婦人少年局廃止絶対反対を沃議致します。

昭和二十四年三月三十一日

廣島地区婦人勞働問題研究会

勞働大臣
鈴木政文 殿

第二次（昭和二十五年九月）の婦人少年局
機構廃止問題のとき民間より寄せられ
た主なる反対決議書

申 入 書

戦時中荒廃し尽した日本の産業もようやく再建の軌道に乗り復興の曙光がみえはじめた。

これは国民の耐苦と大なる労力によるとともに低賃金と悪劣条件下にも拘らず密々と働き続けて来た労働者に貢うところ絶大である。国民の大多数を占めるこれら労働者は実に国家経済の基底をはすものであり国家の興隆に大なる影響力をもつものである。又我が国においては従来男子優越の思想により、婦人は軽視されつづけて来て、新憲法下の現在においてもその習慣は今なを根強く残存し婦人自体の努力と男子の助力に拘らず、その地位の向上は遅々たるものであり、日本の民主化は未だ遠い。

為政者はよろしく労働者と婦人の価値を認め、労働政策と婦人対策に万全を期し、文化的民主国家として日本が復興し国際社会に参加出来るようになるべきはばならない。

い。しかるに今回の行政機構改革にともない政府は労働者を厚生省と統合し社会労働省とし又労働者内の婦人少年局の廃止案を秘密裡に決定したやうに新聞は報道している。

これは明らかに労働者と婦人を無視した政府の反動政策のあらわれたに外ならない。一昨年においても政府は婦人少年局廃止を意図したか絶對的な世論の反対にあい中止した。

婦人少年局は労働婦人一般婦人と少年労働者の地位向上のための我が国における唯一の行政機関であり日本の民主化の上にこれがもつ意義は大きい。

労働者婦人の地位高きアメリカにしても労働者あり婦人局がその中に厳然と存在している。政府の意図する労働者、厚生省の統合と婦人少年局廃止は日本の民主化に逆行するものであり、又この統合廃止によつて行われる職首はまことに言語同断である。国鉄労組はその決議により政府のこの労働者婦人に対して何う価値を認めず、つねに一方納に特権階級の利益のみまもり、非民主的政策を強行する反動性に強く反対し、労働者ならびに婦人少年局の存置を申入れる。

昭和二十五年九月十四日

国鉄労働組合

中央執行委員長

労働大臣保利茂殿

斎藤 鉄郎

申 入 書

戦前まで日本の婦人の屈辱的な地位の低さは、世界的にも有名であつた。しかし戦後においては、先づ男女の平等を法律的に規定したのは、民主国家に生れ代る資格として当然のことといえる。

しかしこれが實際的に行われるためには、婦人に対する啓蒙教育をなし、或は総合的に見地より婦人問題をとり上げ、適切な対策をたてる行政機関が必要であり、陸山内閣当時各方面よりの、強い要請にこたえて労働者内に婦人少年局が設けられたのは、御存じの通りである。このことは日本が封建性の強い国として知られて来ただけに、まさに劃期的な処置であつた。

尔来同局は婦人の自覺を促し、且つその地位向上のために努力し、婦人の労働条件の改善、組織活動の援助、更に年少労働者に対する適切なる指導、連絡、調整等注目すべき活動を行つてきた。

しかるに現在政府は行政制度審議会の答申に基いて、婦人少年局を解体させようとする案を極秘裡に進めていることは、極めて遺憾である。このことは婦人の問題を等閑視し、婦人と以前と同様の劣悪な状態におこうとする、反動性のあらわれであり、民主主義に逆行するものである。

日本社会党は婦人少年局が、民主日本建設の一翼として活動しており、且つ凡ての婦人達が等しく、存置を強く要望している事実を強く主張し、ここに当局に対し、婦人少年局を解体又は廃止するが如き措置をとらざる様要望しここに申し入れる。

一九五〇年九月十六日

日本社会党

労働大臣保利茂殿

申 入 書

現政府の企図せる行政機構改革に伴い突如として労働者と厚生省の統合、婦人少年局廃止等が行政制度審議会で決定し政府に答申された。

この事は一体何を意味し、日本の将来になにを約束するのであろうか。封建制の代表的家族制度がもたらした婦人の境遇と地位の向上は復興日本五年後の今日に於ても將に遅々たるものであり、青少年又然りで、日本民主化はこの問題の解決に俟つところだし至大であることは誰人も肯定するところである。

今こそ為政者はこの種機構の拡充と運用を増大すべきであるにもかかわらず、むしろこれが廃止の争いにてんとすることは時代逆行も甚しく、漸くその筈についた日本

民主化を意識的に阻害せんとする何ものでもあり得ない。

吾々は政府の此の暴挙に断乎反対すると共に政府の善処を強く申入れる。

昭和二十五年十月六日

宮城県労働組合評議会

労働省婦人少年局の機構改革及び

解体、反対に關する申入書（昭和二十五年九月）

ポツダム宣言に於て民主国家としての更生を全世界に誓つた日本の決意の現れの一つとして、従来の封建制度の抑圧下に、特に喘えいでいた婦人と年少者の問題が国家的に取りあげられたのが昭和二十二年九月一日、労働省設置と同時に設立された婦人少年局でありた。

われわれは婦人少年局が婦人労働課、年少労働課、婦人課の三課を通じ、年少労働者の福祉と併く婦人の健康を守り母性を保護するための明朗な労働環境をうちたて、社会的、経済的、政治的地位の向上実現のために努力しつづけて来たことを認め、更に積極的な活動を要望するものである。

特に婦人、年少労働者の低賃金と劣悪な労働条件改善のために、今なお根強く残存する社会の封建性と相俟つ一部資本家の利益のみをはかる反動政策と曰常不斷的闘いをつづけているわれわれは、今回政府が△△しているとき、婦人少年局の解体が予算の削減と人員整理のためにのみ実施されるに於ては、日本民主化に逆行するも甚しいといわねばならない。

労働婦人の地位高いアメリカに於ても、労働者と婦人局が存在し、更に高度の民主化に大きな役割を果しつゝありとさく。

政府は一昨年も婦人少年局廃止を意図したが、労働組合は勿論のこと、公正な世論の絶対的な反対にあい中止されたが無謀にも今回再び同じ愚をくりかえす政府の猛者を促して止まないものである。

婦人少年局は労働婦人、一般婦人と年少労働者の地位向上のための我が国に於ける唯一の行政機関であり、日本再建のため、これがもつ意義は極めて大きいと信ずるか故に、日本教職員組合は、労働者及び婦人に対して常に弾圧政策のみを強行する現政府の反動性に強く反対し、労働者並びに婦人少年局の存置を申入れる。

一九五〇年九月二十日

日本教職員組合中央執行委員長

岡

三

郎

婦人少年局存置に關する要請

婦人少年局が敗戦以後今日まで女性解放の第一線になつて婦人の地位の向上、年少労働者の保護育成の爲に残して来た足跡は偉大であつた。

戦後の混乱とした世情に與えられた男女同権はすばらしい贈り物であつた。然し過去幾世紀の同屈従と隷屬を強いつれて来た婦人の地位を如何に向上させるかは我々に新しい問題を提供した。

婦人少年局がこの困難な仕事、未開の荒野に開拓の録を打ち込むために積極的な教育啓蒙と指導をたゆまぬ努力と地道な実践行動で示して来た成果を我々は眼のあたり見として固く度々同局の必要性と存在の理由と稱感する。

所が今回行政制度審議会の答申として同局の解体分散が伝えられている。女性の解放と年少者の保護のために偉大な貢献と功績を残した婦人少年局を解体する事は忍びない。いやむしろ年少者を社会悪から守り不良化を防ぎ眞に女性の経済的社会的地位の向上を望めば益々その必要性と發展を期すべきが至当であらう。

年少女子労働者が組合員の大半を占める我々職員の労働組合は同局の解体に反対しその存置を切に要望する所以も又こゝにあるのだ。

右の末意は東洋紡績労働組合第七回定例会で採択せられ三万組合員の名において表

期するものである事を附議して重ねて同局の存置を要請するものである。

七八

一九五〇年一月七日

東洋紡績労働組合

第七回定例大会

陳 情 書

過去四年の間、婦人少年局が勿く婦人の健康と、母性保護並にその地位の向上を図りつゝ、未だること、家族制度の桎梏の中に圧迫されて来た国民の大半を占める婦人の社会的地位、経済的地位の向上を急願とし次代の日本を背負つて起つ年少労働者を保護育成して、真に教養のある社会的構成人に仕立てあげる大きな任務と、重大なる責任の爲に年少労働者及婦人の社会的地位と福祉の爲に寄與されたる効果は大なるものがあり、且今後に於ても婦人少年局に期待するものは非常に重要なることは言を俟たないと思ひます。

この任務を痛切に感ずるとき先に行政制度審議会にてなされた行政機構改革に関する各申書によると婦人少年局を吸収して婦人労働課を労働基準局の内局とし婦人課と前

二課を分離して他省他局に統合するゆうことはわけても女子年少労働者については労働基準監督行政に限定されて社会的地位の向上厚生福利の増進等全くかえり見られな
いし更に又婦人の社会的経済的地位の向上を推進助長する機関はなくなつてしまふこ
とは明らかなである。

われわれはあく迄も婦人少年局が現在迄の機構を存続させる必要を感じていますが何
人も此の必要性を認めています何卒此の重要性を御考慮なされに上婦人少年局の現状
存置に御努力下さる様陳情致します。

一九五〇年十月十八日

日本労働組合総同盟福島県連合会

日東紡績福島工場労働組合

組合長

田 治 一 吉

婦人対策部長

丸 子 ア イ

労働大臣保利茂殿

陳 情 書

八

婦人少年局が、何く婦人の健康と母性保護並にその地位の向上を図ると共に家族制度により圧迫されていた国民の半数を占める婦人の社会的・経済的地位の向上を図ることを任務とし、又次代日本の運命を双肩に担うている年少労働者を保護し心身共にすこやかにのびのびと育てあげ、真に教養の豊かな社会人に導く大きな任務と責任の爲にこの三ヶ年、年少労働者並に婦人の福祉のために努力されてきた。その成果は大きいものがあり、今婦人少年局によせる期待も非常に大きい。このようなときに、さきの行政制度審議会に於ける行政機構改革に關する答申によると婦人少年局を解体し、婦人労働課を労働基準局の中に吸収し、婦人課を前二課を分離し、他者他局と統合するようになつてゐる。若しかかることが実現するなら女子年少労働者については労働基準監督行政に限られ、その地位の向上、厚生福利などは全くかえり見られないであらうし、更に又婦人の社会的・経済的・政治的地位の向上の推進力もなくなつてしまふことはあきらかで、われわれはあくまでも婦人少年局を独立した現在の機構のまゝ存続させなければならぬことを何人も認めるものである。かかる必要性を充分御考慮の上婦人少年局の現状存置に御努力下されたく陳情いたします。

一九五〇年十月二十日

労働大臣保利茂殿

日本労働組合総同盟福島県連合会

大日本炭鉱勿来鉱労働組合

組合長 大友 力

婦人対策部長 猪狩 武

決 議 文

さきに行政制度審議会より答申された行政機構改革案によれば婦人少年局を解体して他省又は他局に統合する方針と云われるが婦人の自覚を高め地位の向上を図る事は日本民主化のため現下最も緊要である。

過去三ヶ年同婦人少年局の果して未だ活動は顕著なものであると信ずる。今やその任務は益々重要さを加えている。従つてこの際婦人少年局解体の如きは断じて許される方針と信じこれに反対すると共に速やかに解体方針を中止し婦人少年局が安んじてその使命に邁み得るよう措置すべき事を要望するものである。

右決議する

昭和二十五年十一月十八日

日本鉱山労働組合福岡県連合会

青年婦人合同対策部長会様

労働大臣保利茂殿